

1 総 括

1 管内の概況

所管区域は、弘前市、黒石市、平川市、中津軽郡西目屋村、南津軽郡藤崎町、大鰐町、田舎館村、北津軽郡板柳町の3市3町2村からなっている。

管内面積は1,598.23㎢で、県面積9,645.11㎢の16.57%を占めている。管内人口（令和7年10月1日現在）は256,090人で県計1,145,475人の22.36%を占めている。また、昨年同期（259,985人）に比べ3,895人減少している。

65歳以上の人口割合（令和2年）は、県計、管内ともに33.7%であり、同じ水準にある。

□ 市町村別面積、人口

	面積 (㎢)	人口 (人)
弘 前 市	524.20	157,382
黒 石 市	217.05	29,267
平 川 市	346.01	28,780
西 目 屋 村	246.02	1,113
藤 崎 町	37.29	13,850
大 鰐 町	163.43	7,477
田 舎 館 村	22.35	6,754
板 柳 町	41.88	11,467
管 内 計	1,598.23	256,090

※面積―「全国都道府県市区町村別面積」
(令和8年1月1日現在)

〔国土交通省国土地理院〕

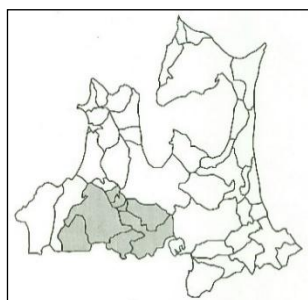
※人口―「令和7年青森県の人口」
(令和7年10月1日現在推計人口)
〔青森県統計分析課〕

□ 3区分別年齢割合 (%)

	管内			青森県		
	15歳未満	15歳~64歳	65歳以上	15歳未満	15歳~64歳	65歳以上
平成17年	13.3	62.8	23.9	13.9	63.4	22.7
平成22年	12.0	61.5	26.5	12.6	61.7	25.8
平成27年	11.0	58.6	30.4	11.4	58.4	30.1
令和2年	10.3	55.9	33.7	10.5	55.7	33.7

国勢調査 各年10月1日

□ 管内の地図（令和8年4月1日現在）



2 沿革

(1) 地域健康福祉部の沿革

- 平成14年 4月 1日 組織機構の統合により、弘前保健所、中南地方福祉事務所、青森県弘前児童相談所からなる中南地方健康福祉こどもセンターが新設され、総務企画室が設置される。
- 平成18年 4月 1日 地域県民局を設置する組織改正により、中南地域県民局地域健康福祉部となる。
- 平成19年 4月 1日 組織改正により、総務企画室が企画調整室となる。
- 平成20年 4月 1日 組織改正により、企画調整室が廃止される。
- 令和 7年 4月 1日 組織改正により、地域県民局が廃止される。

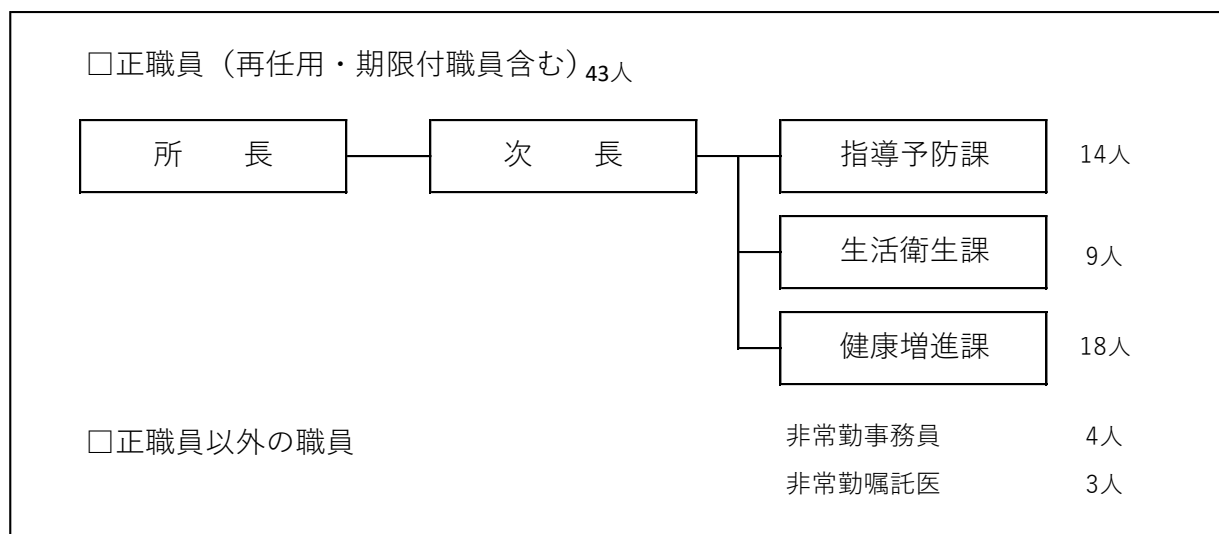
(2) 保健所の沿革

- 昭和19年10月 1日 弘前簡易保険健康相談所と青森県立弘前健康相談所を統合して、青森県立弘前保健所として開設された。職員10名で管轄区域は1市16村となる。
- 昭和22年 7月 1日 警察行政であった衛生関係の許認可並びに監視業務が保健所に移管された。
- 昭和23年 9月23日 狭隘となったため、弘前市吉野町4-5にあった日本医療団の敷地、建物を買収して改築の上庁舎を移転した。
職員数61名、組織は総務課、衛生課、保健予防課、普及課の4課17係制となる。
- 昭和24年 7月 1日 弘前優生結婚相談所を併設した。
- 昭和27年 4月 1日 保健所処務規程により4課10係制となる。性病診療所が併設された。
- 昭和27年 5月27日 弘前優生結婚相談所の名称を弘前優生相談所と改称した。
- 昭和28年 5月 1日 弘前肢体不自由児療育相談所が併設された。
- 昭和29年 5月 1日 保健所処務規程の一部改正により、次長を置き庶務係、医薬係、環境衛生係、予防係、保健係の5係制となった。
- 昭和29年 6月 8日 弘前肢体不自由児療育相談所の名称を、弘前身体障害児療育相談所に改称した。
- 昭和30年 3月 1日 市町村の合併によって、管轄区域1市3村となる。
- 昭和33年 8月 6日 保健所処務規程の一部改正により、総務係、環境衛生係、予防係、保健係の4係制となる。
- 昭和34年 3月31日 併設の性病診療所が廃止された。
- 昭和36年 2月 1日 岩木村が町制を施行したので、管轄区域は1市1町2村となる。
- 昭和37年 4月 1日 保健所の機構改正により、保健婦係が新設された。
- 昭和38年 7月26日 保健所整備計画により、弘前市吉野町4-5に鉄筋コンクリート2階建の新庁舎が建築された。
- 昭和43年 4月 1日 行政組織規則の一部改正により、総務課、環境衛生課、保健課、予防課、保健婦課の5課制となる。
- 昭和47年 4月 1日 行政組織規則の一部改正により、総務課、環境衛生課、保健予防課、保健婦課の4課制となる。
- 昭和53年 4月 1日 衛生指導監の職制が設けられた。
- 昭和63年12月10日 庁舎（事務室）が増築（60.959 m²）された。
- 平成 2年 4月 2日 職員公舎解体後の跡地を保健所駐車場とした。
- 平成 4年 4月 1日 県行政組織規則の一部改正により、保健婦課が健康増進課となる。また、栄養士とその業務が保健予防課から健康増進課に移管された。
- 平成 8年 9月26日 併設の弘前優生保護相談所が廃止された。

- 平成 9 年 4 月 1 日 県行政機関設置条例の一部改正により管轄区域に板柳町が加わり、一市 2 町 2 村となる。また、次長が 2 人制となり、総務課、環境衛生課、保健予防課、健康増進課、試験検査課の 5 課制となる。なお、総務課に新たに企画調整・支援の職員が配置された。
- 平成 12 年 4 月 1 日 県行政組織規則の一部改正により健康づくり推進監の職制が設けられ総務課、環境衛生課、保健予防課、健康増進課の 4 課体制となった。また、環境衛生課の廃棄物、公害等の業務が環境保健センター弘前環境管理事務所へ移管された。
- 平成 14 年 4 月 1 日 県行政機関設置条例及び行政組織規則の一部改正により、黒石保健所と弘前保健所が統合され、中南地方健康福祉こどもセンター保健部（弘前保健所）となり、管轄区域も 2 市 7 町 5 村となる。また、次長が 1 人制となり、保健医長、衛生指導監の職制が設けられ、環境衛生課が生活衛生課に改称され、保健予防課、生活衛生課、健康増進課の 3 課体制となる。
- なお、総務課は中南地方福祉事務所及び青森県弘前児童相談所の各総務課と統合され、総務企画室として発足した。
- 平成 18 年 4 月 1 日 地域県民局を設置する組織改正により、中南地域県民局地域健康福祉部保健総室（弘前保健所）となる。
- 平成 19 年 4 月 1 日 組織改正により、保健予防課を改称して指導予防課になる。
- 平成 24 年 4 月 1 日 庁舎の老朽化が著しいことから、弘前市西城北 1 丁目 3-7（青森県障害者相談センター建物内）に庁舎移転し業務開始した。
- 平成 27 年 3 月 30 日 青森県弘前健康福祉庁舎が完成。中南地方福祉事務所、青森県弘前児童相談所及び青森県障害者相談センターとともに同庁舎へ移転し業務開始した。
- 令和 7 年 4 月 1 日 地域県民局を廃止する組織改正により、青森県中南保健所となる。

3 組織図と分掌事務

(1) 組織図（令和8年4月1日現在）



(2) 分掌事務

指導予防課

- 1 保健、医療、公衆衛生に関する思想の普及及び向上に関すること
- 2 保健、医療、公衆衛生に関する情報の収集、整理及び活用に関すること
- 3 衛生教育に関すること
- 4 地域保健に係る統計調査に関すること
- 5 地域保健に関する調査及び研究に関すること
- 6 病院、診療所、助産所、歯科技工所、衛生検査所及び施術所に関すること
- 7 医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、歯科衛生士、診療放射線技師、診療エックス線技師、歯科技工士、臨床検査技師、衛生検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師に関すること
- 8 死体解剖保存に関すること
- 9 薬局及び医薬品販売業に関すること
- 10 毒物及び劇物に関すること
- 11 麻薬、向精神薬、大麻、あへん及び覚せい剤に関すること
- 12 医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器及び再生医療等製品に関すること
- 13 感染症、結核その他の疾病の予防に関すること
- 14 検疫に関すること
- 15 予防接種に関すること
- 16 保健所の庶務に関すること。

生活衛生課

- 1 食品衛生に関すること
- 2 化製場等に関すること
- 3 旅館業、公衆浴場及び興行場に関すること
- 4 理容師及び美容師に関すること
- 5 クリーニング業に関すること
- 6 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関すること
- 7 墓地及び埋葬に関すること
- 8 建築物衛生一般に関すること
- 9 有害物質を含有する家庭用品の規制に関すること
- 10 温泉に関すること
- 11 住宅宿泊事業に関すること

健康増進課

- 1 市町村の地域保健対策の実施に関する調整及び必要な援助に関すること
- 2 精神保健及び精神障害者福祉に関すること
- 3 難病対策に関すること
- 4 健康増進に関すること
- 5 母体保護に関すること
- 6 母子保健に関すること
- 7 口こう保健に関すること
- 8 栄養士及び調理師に関すること
- 9 保健師に関すること
- 10 地域包括ケアシステムに関すること

(3) 内部組織別、職種別職員数（令和8年4月1日現在）

職種 課名・職名		医 師	一 般 事 務	獣 医 師	薬 剤 師	保 健 師	診療放射線技師	栄養士	農 芸 化学	農 業	運 転 技能員	合 計
所 長		1										1
次 長					1							1
指導予防課	総 括 主 幹		1									1
	主 幹		2		1							3
	主 査				2	1	1					4
	主 事		2									2
	技 師				1	2						3
	技 能 技 師										1	1
小 計			5		4	3	1				1	14
生活衛生課	総 括 主 幹			1								1
	主 幹			1					1	1		3
	主 査				1							1
	技 師				1			1				2
	主 幹 専 門 員			1								1
	主 任 専 門 員				1							1
小 計				3	3			1	1	1		9
健康増進課	課 長					1						1
	主 幹							1				1
	主 査		1			2						3
	主 事		2									2
	技 師					10		1				11
小 計			3			13		2				18
総 数		1	8	3	7	16	1	3	1	1	1	43

4 令和8年度運営方針

(1) 基本方針

健康を支える医療環境の向上と共生社会を実現するため、健康面での意思決定に必要な情報を適切に利用し、活用する力であるヘルスリテラシーの向上と、医療・介護サービス提供体制の強化を図る。

(2) 重点目標及び具体的推進事項

ア 健康危機管理体制の充実

地震、津波及び台風など地域住民の生命や健康に影響を及ぼすおそれがある健康危機の発生時に、迅速かつ的確に対応するため関係機関等との連携を強化し、住民の健康被害の発生を最小限に抑止する。

イ 保健・医療・福祉包括ケアシステム及び健康づくり対策の推進

地域住民が健康で安心して暮らしていくため、県民一人ひとりのヘルスリテラシーの向上による生活習慣の改善と適時適切な保健・医療・福祉の総合的かつ一体的な施策推進に向け、市町村や関係機関等との協力体制をより緊密にし、圏域の課題や目的・目標の共有を図りながら、協働して取り組む必要がある。

ウ 感染症対策及び食品・生活衛生対策の充実

県本庁、市町村及び関係機関との連携を強化し、将来の新興感染症への対応も考慮した情報収集、分析及び医療提供体制の整備等について、適切かつ迅速な対応を図る。

また、他の感染症や食中毒等健康被害の予防対策を推進するとともに、地域住民や関係施設管理者等に対して、感染症、食品・生活衛生に関する正しい知識の普及啓発の強化を図る。

エ 医療安全対策の充実

医療事故及び院内感染による健康被害を防止し、地域住民が安心して医療を受けられる必要がある。

不正な医薬品の販売や毒物及び劇物の不適正な取り扱いにより生じる、重大な健康被害を防止する必要がある。

オ 保健所業務D Xの推進

県民の利便性の向上と保健所における業務の効率化を進めるため、D Xツールの導入により、計画的・総合的な健康医療福祉行政の推進を図る。

5 令和8年度行事予定

月	行 事
8 年 4 月	・さくらまつり監視期間 ・「第80回国民スポーツ大会・第25回全国障害者スポーツ大会」における食品衛生対策
5 月	・精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進に係る圏域コアメンバー打合せ① ・「第80回国民スポーツ大会・第25回全国障害者スポーツ大会」における食品衛生対策
6 月	・青森県薬物乱用防止指導員弘前地区協議会 ・「ダメ。ゼッタイ。」普及運動（6月30日～7月19日） ・不正大麻・けし撲滅運動（6月1日～9月30日） ・国民生活基礎調査 ・HIV検査普及週間（6月1日～6月7日） ・禁煙習慣の普及啓発 ・食品衛生推進員講習会 ・仕出し・弁当による食中毒予防強化月間 ・「第80回国民スポーツ大会・第25回全国障害者スポーツ大会」における食品衛生・生活衛生対策 ・第1回中南地方保健協力員連絡会役員会 ・精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進に係る圏域コアメンバー打合せ②
7 月	・医薬品・医療機器等一斉監視指導期間 ・「ダメ。ゼッタイ。」普及運動（6月30日～7月19日） ・不正大麻・けし撲滅運動（6月1日～9月30日） ・社会保障・人口問題基本調査 ・病院立入検査（7月～） ・夏期食品一斉取締り ・食中毒予防キャンペーン ・仕出し・弁当による食中毒予防強化月間 ・「第80回国民スポーツ大会・第25回全国障害者スポーツ大会」における食品衛生・生活衛生対策 ・保健協力員連絡会研修会 ・健康教育授業① ・地域保健関係者研修（新任保健師研修①、②）

月	行 事
8 月	・不正大麻・けし撲滅運動（6月1日～9月30日） ・食品衛生月間 ・毒キノコ食中毒予防月間 ・仕出し・弁当による食中毒予防強化月間 ・「第80回国民スポーツ大会・第25回全国障害者スポーツ大会」における食品衛生対策 ・在宅医療・介護連携及び認知症に係る市町村担当者会議 ・健康教育授業② ・地域保健関係者研修（管内保健師業務連絡会議①） ・栄養改善業務担当者連絡調整会議及び研修会
9 月	・不正大麻・けし撲滅運動（6月1日～9月30日） ・毒キノコ食中毒予防月間 ・仕出し・弁当による食中毒予防強化月間 ・「第80回国民スポーツ大会・第25回全国障害者スポーツ大会」における食品衛生対策 ・健康教育授業③ ・第1回地域生活支援広域調整会議
10 月	・麻薬・覚醒剤・大麻乱用防止運動（10月1日～11月30日） ・医薬品・医療機器等一斉監視指導期間 ・薬事・麻薬集中監視指導（10月28日～29日） ・毒キノコ食中毒予防月間 ・仕出し・弁当による食中毒予防強化月間 ・「第80回国民スポーツ大会・第25回全国障害者スポーツ大会」における食品衛生対策

月	行 事
11月	・麻薬・覚醒剤・大麻乱用防止運動（10月1日～11月30日） ・医薬品・医療機器等一斉監視指導期間 ・ノロウイルス食中毒予防月間 ・地域関係者研修（中南保健所感染症対応研修会） ・母子保健ネットワーク会議 ・多職種で学びあう事例検討会（母子保健ネットワーク会議併催） ・健康教育授業④ ・精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進に係る圏域コアメンバー打合せ③
12月	・医薬品・医療機器等一斉監視指導期間 ・世界エイズデー（12月1日） ・年末食品一斉取締り ・ノロウイルス食中毒予防月間 ・難病在宅ケア推進ネットワーク会議 ・自殺対策地域ネットワーク連絡会 ・健康教育授業⑤ ・津軽地域 地域・職域保健連携推進協議会
9年 1月	・ノロウイルス食中毒予防月間 ・地域保健関係者研修（管内保健師業務連絡会議②） ・第2回地域生活支援広域調整会議
2月	・青森県献血推進員研修会（弘前地区） ・津軽地域災害医療対策協議会 ・ノロウイルス食中毒予防月間 ・地域保健関係者研修（新任保健師研修③） ・精神科救急医療システム連絡調整委員会 ・精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進に係る圏域コアメンバー打合せ④ ・第2回中南地方保健協力員連絡会役員会 ・健康教育授業⑥ ・給食施設栄養管理研修会
3月	

6 令和8年度相談等日程表

実 施 項 目	実 施 曜 日	受 付 時 間
結核健診（Q F T検査）	毎月 2回	9:00～10:30
ウイルス性肝炎検査 （予約制）	5月～11月 第3水曜日 12月～2月 第3水曜日	17:00～18:30 17:00～18:00
エイズ相談 （即日検査・予約制）	5月～11月 第3水曜日 12月～2月 第3水曜日	17:00～18:30 17:00～18:00
精神保健福祉相談（予約制）	偶数月 第2木曜日 第4木曜日 奇数月 第3金曜日	13:00～14:00
感染症診査協議会	毎月 第2・4水曜日	14:00～

* 日程は都合により、変更となる場合がある。

7 令和7年度歳入・歳出関係

(1) 歳 入

(単位：円)

目・節・細節・区分	調 定 額	収 入 済 額	不納欠損処分額	収入未済額
環境保健使用料	58,051	58,051	0	0
土地建物等	58,051	58,051	0	0
保健所 〔1〕	58,051	58,051	0	0
総務手数料	41,250	41,250	0	0
証明	41,250	41,250	0	0
総務文書課〔55〕	41,250	41,250	0	0
環境保健手数料	15,966,500	15,966,500	0	0
健康推進費	2,400	2,400	0	0
受胎調節認定〔1〕	2,400	2,400	0	0
医薬費	4,473,000	4,473,000	0	0
医療施設等許可〔20〕	672,000	672,000	0	0
麻薬免許〔502〕	1,963,700	1,963,700	0	0
医薬品医療機器等〔168〕	1,837,300	1,837,300	0	0
自然保護費	1,715,000	1,715,000	0	0
温泉〔49〕	1,715,000	1,715,000	0	0
生活衛生費	9,776,100	9,776,100	0	0
食品関係営業許可〔647〕	8,956,900	8,956,900	0	0
興行場営業許可〔1〕	8,600	8,600	0	0
公衆浴場営業許可〔3〕	66,000	66,000	0	0
旅館業営業許可〔5〕	51,600	51,600	0	0
理容所等開設検査〔27〕	432,000	432,000	0	0
クリーニング所開設検査〔1〕	16,000	16,000	0	0
建築物衛生管理業者登録〔7〕	245,000	245,000	0	0
物品売払収入	0	0	0	0
物 品	0	0	0	0
知事部局	0	0	0	0
雑 入	89,614	89,614	0	0
雑 入	89,614	89,614	0	0
知事部局	89,614	89,614	0	0
光熱水費〔24〕	89,614	89,614	0	0
一 般 会 計 計	16,155,415	16,155,415	0	0
合 計	16,155,415	16,155,415	0	0

(※)「目・節・細節・区分」欄の〔 〕内の数値は、証紙収入の件数を表す。

(2) 歳 出

(単位：円)

目	令 達 額	支出済額	残 額
社 会 福 祉 総 務 費	550,000	544,500	5,500
老 人 福 祉 費	207,700	91,300	116,400
救 助 費	120,000	20,000	100,000
生活習慣病対策費	710,700	503,875	206,825
結 核 対 策 費	2,222,650	1,868,576	354,074
予 防 費	1,824,700	1,212,814	611,886
母 子 保 健 対 策 費	190,400	166,000	24,400
精 神 保 健 福 祉 費	2,172,660	1,340,380	832,280
特 定 疾 患 対 策 費	2,236,000	1,611,805	624,195
生 活 衛 生 総 務 費	798,632	693,767	104,865
食 品 衛 生 費	1,422,000	1,339,964	82,036
保 健 所 費	26,756,950	24,400,584	2,356,366
企 画 調 整 費	1,798,320	1,755,740	42,580
医 務 費	695,700	129,819	565,881
薬 務 費	524,000	378,735	145,265
自 然 保 護 総 務 費	90,000	90,000	0
一 般 会 計 計	42,320,412	36,147,859	6,172,553
合 計	42,320,412	36,147,859	6,172,553

(3) 明許繰越

(単位：円)

目	令 達 額	支出済額	残 額
社 会 福 祉 総 務 費	0	0	0
一 般 会 計 計	0	0	0
合 計	0	0	0